

# IOCによるオリンピック休戦アピールの決議決定

—— 1992年第99回IOC総会議事録と国内外の新聞資料を手がかりに ——

黒須 朱莉 (一橋大学大学院)

**The decision of the appeal for the Olympic Truce by IOC:  
Using the minutes of the 99<sup>th</sup> IOC session and Japanese and overseas newspapers.**

KUROSU Akari (Hitotsubashi University)

## Abstract

The purpose of this study is to clarify the process from the United Nations Security Council Resolutions 757 (S.C.Resolution 757) to the appeal for the Olympic Truce in the 99th IOC session in 1992. The paper draws on data from the minutes of the 99th IOC session. These primary data are supplemented with analyses of the articles of newspapers published in Japan and overseas.

The results of this study are summarized as follows:

1) On 14th June 1992, Mr. Samaranch, the President of IOC, noted that the best solution to the issues occurred as a result of the S. C. Resolution 757, is to end fighting in Bosnia-Herzegovina. As of 7th July, he called for a truce on the Federal Republic of Yugoslavia. At the same time, IOC members proposed to the leaders of countries of the Security Council and the UN officials that Yugoslav athletes would be allowed to participate in the Games as an independent team on an individual basis, and got support from them.

2) During the period from 10th to 17th July, however, the response of the Security Council Sanctions Committee (S.C.Sanctions Committee) to the issue led to serious affairs for the IOC. That is, the athletes from the Federal Republic of Yugoslavia would not be able to take part in the Games as an independent team. Therefore, on 21st July, in order to break through this affairs, IOC session started negotiations with the UN and made the "Appeal for the Olympic Truce", which was agreed with by the associations related to IOC, to all states and international and national organizations.

3) Finally, the S. C. Sanctions Committee approved to allow athletes from Yugoslavia to participate in the Games, as individuals, not as a team. On 23rd July, the IOC session resolved to approve the "Appeal of the International Olympic Committee in favour of the 'Olympic Truce'" for covering a wide range of object person and all organizations, especially the UN, as the initiative of peace. On 5th August, the session submitted that the proposals to support the Olympic Truce for the UN in order to protect the Olympics after the Games in Barcelona from political intervention.

## はじめに

国際オリンピック委員会（以下、IOC）は、1992年の第99回IOC総会で「“オリンピック休戦”を支持するIOCのアピール」を決議した<sup>1)</sup>。IOCはこの決議以降、同アピールの内容を積極的に国際社会へ向けて発信し、国連との関係を強化しながらオリンピック休戦の具現化へ向けた活動を展開している。オリンピック休戦に関する活動をIOCは1つのプロジェクト<sup>2)</sup>として位置づけ、2000年にはアテネに国際オリンピック休戦センターを設立するなど、積極的にその活動を展開するとともに、1993年以降は、夏季・冬季大会の前年の国連総会で同趣旨のアピールが繰り返し決議採択されている<sup>3)</sup>。

オリンピック休戦（Olympic Truce）<sup>4)</sup>は、古代オリンピック競技祭期間中に機能していたエケケイリア（EKEXEIPIA）<sup>5)</sup>から着想を得た取り決めをさす。IOCの創設者ピエール・ド・クーベルタンは、1935年の「近代オリピズムの哲学的基礎」と題するラジオ演説のなかで、「休戦の観念」という表現でオリンピック休戦を扱っており、「休戦の観念。これもまたオリピズムの構成要素の一つ」とであると主張した。また「私としては戦争の真っ最中に、誠実で礼儀正しい筋肉的競技会を開催するために相手の軍隊が暫くの間闘いを中止すれば大いに評価するでしょう」とも述べている<sup>6)</sup>。

しかしながら、1935年にクーベルタンが「オリピズムの構成要素の一つ」と位置づけたオリンピック休戦は、1992年のアピールまでの57年の間、IOC委員の総意<sup>7)</sup>として打ち出されることはなかった。IOCの最高意思決定機関であるIOC総会の議事録には、1956年から1990年までオリンピック休戦に関する記述が計9回の総会に登場するが、これらは独立したアピールではなく、IOC委員、国内オリンピック委員会（以下、NOC）、政府関係者からの提案、または決議文書の一部分に留まるものであった<sup>8)</sup>。

これに対し、1992年の総会で決議されたアピー

ルは、IOCが初めてオリンピック休戦を独立したアピールとして明文化し、その対象と実行されるべき事柄を具体的に提示したという点で、従来にない画期的なものであるといえる。そして、IOC総会議事録上においても、オリンピック休戦に関する報告は1992年以降増加している。では、平和への寄与を目的とする近代オリピズムの存在意義と不可分一体のものであるオリンピック休戦、すなわちオリンピック競技大会の開催期間中における戦争の一時中断を求めるアピールが、何故1992年に至ってIOC総会で決議されたのだろうか。

従来の先行研究は、古代オリンピックにおけるオリンピック休戦の概念、1992年以降に展開されるオリンピック休戦に関する活動内容の検討に重きが置かれてきた<sup>9)</sup>。他方、フェルナン・ランドリー（Fernand Landry）とマドレーヌ・イエルレス（Magdeleine Yerlès）の研究は、非政府組織（以下、NGO）としてのIOCの立場からオリンピック休戦とその後の展開を検討した<sup>10)</sup>。

ランドリーらは、1970年代から1990年初頭までのIOCと国連、またはユネスコとの関係を追跡し、IOCがNGOとしてその自立性を保つために行ってきた活動線上に、1992年のオリンピック休戦のアピールと、その後の展開を位置づけた。

ここでIOCと国連の関係史において注目すべき事柄は2つ存在する。1つは1980年のモスクワ大会のボイコットを受けて、オリンピック競技大会を政治的な影響から保護するために1981年から1985年にかけて行われた国連総会における「オリンピック競技大会の保護」の決議採択に向けた取り組みとその頓挫である。そしてもう1つは、1986年から1992年にIOCにより行われた特定のNGOに与えられる国連総会におけるオブザーバーの権利、もしくは国連経済社会理事会（ECOSOC）の認める協議資格の権利を得るための検討である。しかし、この権利を取得しようとするIOCの戦略は、オリンピック休戦アピールの発端となった1992年の国際連合安全保障理事会決議第757号（以下、安保理決議757）の決定によ

り変更を余儀なくされることになった<sup>11)</sup>。

ランドリーらは、IOCは、ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国（以下、旧ユーゴ）における内戦を受けて決定された安保理決議757により、上記の権利を得る選択肢は、IOCにとって「最も好ましいことではない」と判断し、新たな戦略として「国連を構成する諸国家、国連経済社会理事会（ECOSOC）、ユネスコ、国連事務総長との接触を維持し、関係を強化する策」をとる決定をしたことを明らかにした。また、IOCの安保理決議757への対応は、「IOCのようなNGOにとって、国連とコミュニケーションをとることの困難さを示したものであると同時に、国連との関係性を維持することの必要性を示唆するものであった」と指摘した。そして、安保理決議757に対するIOCの対応からオリンピック休戦のアピールへの展開を、IOC会長であるファン・アントニオ・サマランチ（Juan Antonio Samaranch）の「決然とした楽天主義（a determined optimism）」に基づいた国連との関係性を維持するために企てられたものとみなし<sup>12)</sup>、1992年の休戦アピール後に実施された1993年と、1994年のオリンピック休戦とオリンピック競技大会に関する国連総会における決議採択を、そうした取組みの着地点として評価した。

しかしながら、彼らの研究は、何故IOCが1992年にオリンピック休戦に着目し、IOC総会で決議されるに至ったのかという点については明らかにしていない。休戦アピールの発端が安保理決議757であったことはIOC自身が明言していることであるが<sup>13)</sup>、その安保理決議757からオリンピック休戦アピールが打ち出されてくる具体的な過程については検討していないのである。

以上のことから、本稿はIOCによる安保理決議757からIOC総会で「オリンピック休戦」を支持するIOCのアピールが決議されるまでの展開過程に照準を定めて、その過程を明らかにすることを目的とする。具体的には、第一に、1992年のアピールの発端となった安保理決議757をIOCはどのように受けとめ、どのような対応をしたのか。

安保理決議757により問題化したユーゴスラヴィア連邦共和国（以下、新ユーゴ）の参加問題を中心に明らかにする。第二に、これらを踏まえた上で、1992年のIOC総会でオリンピック休戦アピールが決議されるまでの過程を、そのアピールがIOCにとってどのような意味を有していたのかということに注視しながら明らかにする。

本稿では、IOC側の対応や議論を明らかにするために、基本資料として第99回IOC総会議事録を用いる<sup>14)</sup>。また、その他IOC側の資料としてIOCの刊行誌Olympic Reviewと公式資料Factsheets<sup>15)</sup>を扱い、全体の補足資料として国内外の新聞<sup>16)</sup>を用いる。

## 1. 国際連合安全保障理事会決議第757号と国際スポーツ組織への影響

旧ユーゴは、クロアチア、スロヴェニア、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、マケドニア、モンテネグロの6つの共和国から構成される連邦であった。しかし、1991年6月にスロヴェニア、クロアチアが分離・独立宣言を行った事に対し、連邦の維持を求めるセルビア人勢力がクロアチアで攻撃を行ったことから内戦が勃発した<sup>17)</sup>。

1991年に国連は旧ユーゴにおける事態を「平和に対する脅威」であるとし、安保理は旧ユーゴに対する武器の輸出禁止を決定した<sup>18)</sup>。そして、同年の安保理決議724で、各国の安保理決議の履行状況を監視する、「旧ユーゴスラヴィアに関する決議724（1991）に準じて設置された安全保障理事会の委員会」（以下、制裁委員会）の設立を決定した。制裁委員会は、1992年の常任理事国アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国、非常任理事国インド、エクアドル、オーストリア、ジンバブエ、ベルギー、カーボベルデ、日本、ハンガリー、ベネズエラ、モロッコの計15カ国の全安保理諸国で構成された委員会である<sup>19)</sup>。その任務は、基本的に旧ユーゴへの武器禁輸の履行状況を監視することであるが、後の安保理決議757によりその任務の範囲は拡大され、同決議で定められた制裁の履行に関する任務を負うことになる<sup>20)</sup>。

その後、1992年3月にボスニア・ヘルツェゴヴィナ（以下、ボスニア）においても連邦からの独立を求める動きが起きたことにより紛争は悪化する<sup>21)</sup>。安保理は5月15日の安保理決議752で、ボスニアの全ての当事者及び他の関係者、並びにセルビア人民軍及び新ユーゴ等に対してボスニアにおける停戦を要求した<sup>22)</sup>。しかし、その遵守がなされないことを憂慮し、5月30日の安保理決議757において、新ユーゴに対して輸出禁止措置や、送金禁止措置、航空機の離陸及び乗り入れ禁止措置及び、外交、スポーツ及び文化交流の断絶を含む非軍事的制裁措置を決定した<sup>23)</sup>。安保理による初のスポーツ領域への制裁である安保理決議757内、第8項(b)で課されたのは次の内容であった。それは、国連加盟国は「ユーゴスラヴィア連邦共和国（セルビアおよびモンテネグロ）の個人または団体が〔加盟国の〕自国領域におけるスポーツ競技会の開催に参加するのを防止するために必要な措置をとらなければならない<sup>24)</sup>」というものであった。また、この決議は第11項において、「国際連合非加盟国を含むすべての国家及びすべての国際機構に対し、本決議の日付以前に締結された契約もしくは国際協定によって、または、本決議の日付以前に授与された免許もしくは認可によって付与または課された権利義務の存在に関わらず、本決議の規定に従って厳密に行動する事を求める<sup>25)</sup>」ものであった。

安保理の決議は国際連合憲章第25章により、法的拘束力をもつ<sup>26)</sup>。そのため、自国で国際スポーツ大会を開催する国連加盟国は新ユーゴ選手の入国を許可することが不可能になった。さらに、第11項により国際機構に対しても同決議の規定に従うことを要求していた。よって、新ユーゴ選手の競技会への参加を決定していた国際スポーツ組織は、その参加を防ぐ措置を講じることを余儀なくされたのである。この決議を受けて、制裁決定の翌日である5月31日に、国際サッカー連盟（FIFA）、欧州サッカー連盟（UEFA）、国際テニス連盟（ITF）は新ユーゴ選手の国際大会への参加禁止を決定した<sup>27)</sup>。

他方、5月31日、サマランチは、IOCはこの問題に対する決定を急がないとしつつも、国連の決定に従わないことは難しいとの見解を示した<sup>28)</sup>が、バルセロナオリンピック組織委員会（以下、COOB）CEOのジョセフ・ミケル・アバド（Josep Miquel Abad）は、「選手たちはユーゴスラヴィアで起こっていることに対して責任を負うべきではない」とし、新ユーゴ選手は「ユーゴスラヴィア国旗の代わりに、オリンピック旗の下での参加であれば許可されるかもしれない」と主張した<sup>29)</sup>。

5月31日の時点で、ユーゴスラヴィアオリンピック委員会（以下、YOC）は、安保理の制裁を受け、サマランチに対して新ユーゴの参加要請をしていた<sup>30)</sup>。同委員会会長のアレクサンダー・バコセヴィッチ（Aleksandar Bakocevic）は、「私たちはIOCがオリンピックの根本原則を尊重し、政治とスポーツを混同しないことを求めている」と述べ、「誰にも選手たちの競技大会に参加する機会を奪う権利はない」と主張した<sup>31)</sup>。

6月2日、サマランチは翌週にYOCの代表と会談すること、6月15日までにこの問題に対するIOCの決定を表明する予定であると述べた<sup>32)</sup>。同日、ユーゴスラヴィア体育協会（Yugoslavia's Sport Association）は「私たちは殺人者ではない。私たちは世界の、欧州の、そしてオリンピックのチャンピオンである」という声明を発表し<sup>33)</sup>、翌日3日に同協会委員長は記者会見で、サマランチ、国際競技連盟会長に書簡を送り、オリンピックをはじめとする大会への参加を認めるよう要請したことを明らかにした<sup>34)</sup>。その書簡はユーゴのナショナルチーム及びオリンピックチームの連名で出されたもので、「スポーツは独立したもので、政治的圧力的手段として用いるべきではない」と指摘し、「不正かつ非論理的な制裁」から選手の権利を擁護するよう訴えるものであった<sup>35)</sup>。

5月31日の発言にみられるように、サマランチは安保理の決定に準じる方向性を示しつつも明確な決定を下さない状態にあったが、6月6日、オリンピック旗の下で中立的な代表団としてならバ

ルセロナ大会への参加は可能であるとの意向を明らかにした<sup>36)</sup>。そして翌7日に、オリンピック旗の下での新ユーゴ選手の参加を認めることを検討するため、IOC関係者は14日に臨時会議を行うことを発表した。そして、サマランチは、「私たちは世界中の諸国家に影響を与えるその決議に従わなければならない」、「しかし、我々は選手たちを救うために尽くすという任務も負っている。私はオリンピック競技大会に参加する権利は侵されてはならないと考えている」とその見解を示した<sup>37)</sup>。

以上のように、サマランチは、一連の新ユーゴのスポーツ関係者による参加要請の訴え、そしてアバドの発言に見られる中立的な代表团としての参加形態の提案といった、制裁に対する抗議と解決策の提示を受けて見解を明確化していったのである。

## 2. IOCによる独立チーム参加に向けた支持の獲得とオリンピック休戦の想起

6月8日、サマランチは、制裁委員会議長から安保理決議757に関する書簡を正式に受け取り、翌日、IOC理事及びYOCの代表とともに参加問題に関する協議を行った<sup>38)</sup>。

6月12日、スペイン政府からサマランチ宛に「安保理決議757を適用する決定」を記した書簡が渡った<sup>39)</sup>。IOC理事会は、その書簡には安保理の制裁は競技大会への新ユーゴ選手の参加禁止をスペインに強いるものであること、また同国による適用の見直しは、安保理決議757の解除、もしくはその決議の改正によってのみ可能となると記されていたことを明らかにした<sup>40)</sup>。IOC理事会はこの書簡を受けて、制裁に関する問題は「スペイン政府が取り組む問題であり、スペイン政府は[制裁に]関係する選手たちに対し、自国領域への入国を許可するのかどうかを決定する立場にある」という国連加盟国であるスペインの「法的な立場」を確認した<sup>41)</sup>。

IOC理事会は、6月14日の臨時会議で、この問題に対して「すべての選手たちの利益を保護することに最善を尽くすこと」、スペイン政府から

の書簡を考慮し、7月11日までは最終的な判断を下さないことを決定した<sup>42)</sup>。7月11日を解決のリミットに設定したのは、オリンピック選手村の開村に合わせ、選手団の最終エントリーまでに参加の判断を下したいという理由によるものであった<sup>43)</sup>。臨時会議が行われた14日、サマランチは新ユーゴの参加許可に向けた解決策を見つけるため、スペイン政府と協議を行っていることを明らかにし、そして「最善の解決策は、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの戦闘が終結すること、そして国連が制裁決議を解除すること」であると発言した<sup>44)</sup>。

6月14日の決定に基づき、「スペイン政府が新ユーゴ選手たちの入国の許可を可能にすることを最終的な解決策とし、その策への援助を得ることを目的」<sup>45)</sup>として、IOC会長サマランチ、副会長、事務局長、IOC委員らは安保理構成諸国、国連関係者への働きかけを行った。サマランチとIOC事務局長フランソワ・カラード (Francois Carrard) は、この問題に関する相談をするため、6月20日にアメリカの国務次官補を招き入れた<sup>46)</sup>。6月23日、カラードは安保理の常任・非常任理事国15カ国のNOCに対して、新ユーゴの参加に向けて協力要請の書簡を送り、その中で「次のことを思い起こすことは重要である。それは、すべてのオリンピック・ムーブメント [の関係者] は、恐ろしい紛争を終結させるために、出来る限りのことを尽くそうと努めている国連の役割を理解する一方で、罪のない選手の利益を保護するために、可能であるすべてのことを講じなければならないということである。我々の活動は、オリンピック競技大会それ自体を長期的に守るために努めていくことでもある。その点において、オリンピックは決して政治の変動に支配されてはならない」<sup>47)</sup>と述べた。この書簡の内容は、IOC関係者がオリンピックを継続的に運営して行く上で、安保理決議757が脅威であると認識していたことを示唆するものである。

他方、サマランチは7月3日に、イギリスの首相ジョン・メージャーと直接新ユーゴ参加

に向けた協議を行った<sup>48)</sup>。その後、メジャーは7月6日に行われた先進国首脳会議（以下、G7）の会食の席でIOCの提案に対する支持を参加諸国に促した。その内容は、新ユーゴ選手は個人としてオリンピックへの参加が許可されること、選手はオリンピック旗と讃歌の下、無地の白いベストを着用すること、選手が競技で勝利した場合は、オリンピック旗と讃歌が使用されること、そのチームはオリンピック旗の下で開会式、閉会式における行進が許可されることであった<sup>49)</sup>。メジャーはG7後、サマランチに書簡を宛て、G7の席でIOCの提案に対する支持を促し、出席した首相たちがメジャーの提案に賛同したことを伝えた<sup>50)</sup>。翌7日、サマランチは新ユーゴの参加についてスペイン首相と会談し、会談後、政府は新ユーゴ参加に理解を示しており、個人参加の受け入れを了承していると語った<sup>51)</sup>。8日、アメリカ政府はIOCの提案を受け入れたことを公にし<sup>52)</sup>、9日に同国國務省はIOCの提案に対する支持を表明する<sup>53)</sup>とともに、在外公館から同日付けでIOCの提案を支持する文書を国際的な組織へと送った<sup>54)</sup>。IOCは、安保理の「決議の可決において、極めて重要な役割を果たしてきた」アメリカから支持を得たことを「重要な段階」に達したと評価した<sup>55)</sup>。

また、IOC関係者は国連関係者との接触も積極的に行い、支持を取り付けるための働きかけを行った。6月30日、IOC副会長ケバ・ンバイエ（Kéba Mbaye）は国連事務総長と会談し、翌7月1日に、事務総長の助言を受けて、サマランチはIOCの提案の概略を記した書簡を事務総長宛に送った。また、ベネズエラ出身のIOC委員の求めに応じて、ベネズエラの国連大使はIOCの提案を支持することを表明した<sup>56)</sup>。

そして、上記のような協力要請と支持の獲得と並行して、オリンピック関係者によるユーゴにおける紛争終結に向けた要請が行われた。7月2日、COOB会長のパスカル・マラガイ（Pasquall Maragall）は、記者会見で「新ユーゴの参加実現を目指し、スペイン外務省を通じて国連、旧

ユーゴ各国に協力要請をしていること」を明らかにした。要請内容は、「旧ユーゴ地域の戦闘が収束するよう最大限の努力をして欲しい」というものであり、同会長は、7月11日までに旧ユーゴ地域の戦闘が停止すること、さもなければ大会期間中にオリンピック休戦を実施することを求めた<sup>57)</sup>。また、マラガイは、7月7日にサマランチが新ユーゴの参加を実現させるため同国と交渉し、大会期間中の休戦を求めていることを明らかにした<sup>58)</sup>。このように、IOCは新ユーゴ選手の参加を実現させるために、個人資格に基づいた中立的な代表団としての参加形態の提起と、決議を解除するために必要な紛争の収束及び、大会期間中の休戦を求める要請を行ったのである。

IOCは7月8日にYOCと会合を開き、これまで各国諸国に支持を取り付けてきた、国家の代表としない個人資格に基づく独立チーム（an Independent Team）としての参加を提起した<sup>59)</sup>。9日、IOCは独立チームでの参加であれば、新ユーゴ選手が参加することは可能であると正式に発表した<sup>60)</sup>。そして10日、YOCはIOCの提案に完全に合意する旨をIOCに返答し、同委員会会長バコセヴィッチは「この解決策は、政治的な暴力に対するスポーツとオリンピック精神の勝利である」と述べた<sup>61)</sup>。7月11日を前に、これらIOCによる新ユーゴの大会参加に向けた活動の「すべては順調であるように思われた」<sup>62)</sup>。

### 3. 個人に限定された参加とオリンピック休戦アピールの登場

#### 3-1. 制裁委員会による独立チームの拒否と個人への限定

しかし、事態は一転する。「問題の発端」となったのは、7月10日の午後、IOCが国連事務総長から受け取った書簡に、「制裁委員会にIOCの提案を通した上で、ユーゴスラヴィアに関する決議724に準じて設置された制裁委員会によって認められた特例でない限り、新ユーゴに対して可決された制裁措置は適用される可能性がある」と記されていたことであつた<sup>63)</sup>。IOCの提案に対して

判断を下すのは制裁委員会であり、その委員会によって認められた特例でない限り制裁措置は適用されるというのである。これに対し、サマランチは、IOCの提案に対して諸政府から支持を取り付けていることを示す書簡のコピーを同封し、国連事務総長に送った<sup>64)</sup>。

開村前に制裁委員会の承認が必要とされた背景には、スペイン政府による新ユーゴ参加に対する慎重な対応があった<sup>65)</sup>。この点についてCOOBのアバドは、これらの国連側の行動は、オリンピックのために新ユーゴ選手の入国を許可する行為が、安保理決議の意図に違反するのではないかといったスペイン政府の懸念に基づく要請を受けたものであったと発言している<sup>66)</sup>。スペイン政府は、先にみたとおり、7月7日にサマランチに対して新ユーゴの参加についての支持を表明していたが、このような慎重な対応をしたのだった。

制裁委員会は、7月17日にIOCの提案に関する会議を行ったが、オーストリア、ハンガリー、エクアドルから、IOCの示した形態は「偽装したユーゴスラヴィアチームのようである」と異議を唱える声が挙がった。その際、イギリスは、選手たちは個人としてのみ出場し、同じユニフォームを着用しない、もしくは1つのチームとして開会式に入場しないという妥協案を提起した。制裁委員会はこの案を受け入れた上で、IOCに対してIOCの提案に対する質問状を出し、その回答をもって討議を再開することを決定した<sup>67)</sup>。

7月18日、制裁委員会の議長はIOCに次の質問状を送った。その内容は、大会に参加する新ユーゴ選手が一個人であることをどのような方法で明確化し、保証するのかということ。また、これに関連する要請として、選手に同行する者たちの資格と選手の選出、そして新ユーゴ選手の渡航手段について、IOCは具体的にどのような提案をするのかを問うものであった。IOCは翌19日に制裁委員会の議長に回答を送り、この問題について、「大会の準備が始まっている今、開催後では現実的な問題はほとんど乗り越えることはできない」という理由から、「7月20日までに〔この問題に

関する〕決定を行わなければならない」と伝えた<sup>68)</sup>。同日、カラードは、IOCは個人としてチーム競技に参加できるように、従来と同様の方針で進めていることを明らかにし、新ユーゴの代表団は、国家、領土、他の統一体を代表するものではないと強調した<sup>69)</sup>。

### 3-2. IOC総会（7月21日）における個人への限定に関する議論

7月21日、IOC総会が開幕し、同日「ユーゴスラヴィア」と題する審議がなされた。以下は、ユーゴのIOC委員の発言と、それらに対するサマランチの主張である。

ユーゴスラヴィア（モンテネグロ）出身のIOC委員スロボダン・フィリポヴィッチ（Slobodan Filipovic）は、「スポーツと政治の間には一定の区別が作られるべきであると考えている……ユーゴスラヴィアの選手に対する国連の制裁は一つの前例を作るものである。IOCはその自立性を保たなければならない」と述べた。そして、彼はIOC理事会に対して「スポーツへの制裁廃止に向けたアピールを始めることを要請」し、引き続き「IOCの努力は継続するべきである」と訴えた<sup>70)</sup>。

同国（ボスニア）出身のIOC委員ボリスラフ・スタンコヴィッチ（Borislav Stankovic）は、「ユーゴスラヴィアの問題は、バルセロナ大会よりも広範囲に渡る影響があると信じている」と述べ、「政治はスポーツに介入し、現にチャンピオンになるチームを決定している」と指摘した。その根拠として「FIFAはヨーロッパ選手権に参加することをユーゴスラヴィアに許可しなかった。そして替わりのチームが勝利した」ことを挙げ、「もし、ユーゴスラヴィア人が競技大会に参加することができないなら、特に水球、ハンドボール、そしてバスケットボールのような彼らがメダルを勝ち取るであろうオリンピックトーナメントのすべてが影響を受けるだろう」とバルセロナ大会への影響を指摘した。続けてフィリポヴィッチと同様に、「IOCは、国連からの独立性を主張するべきである」と強調し、「個人種目の選手たち

がチーム種目の選手たちと区別されるという解決策に反対」した<sup>71)</sup>。

このスタンコヴィッチの発言に対して、サマランチは「政治はスポーツに干渉するべきではないと言うことは簡単である。IOCの歴史には、スポーツへの政治の介入に関する十分な実例がある。例えば、ボイコットや第二次世界大戦後のNOCの除名などである。政治家たちは世界を動かしている」と述べた上で、IOC理事会の提案を待つよう促した<sup>72)</sup>。

### 3-3. 7月21日の「オリンピック休戦を求めるアピール」

このような議論と並行して、IOCは「その自立性を再確認し、選手の利益を守り、オリンピック競技大会を保護し、オリンピック・ムーブメントの連帯を強化すること」<sup>73)</sup>を決定する。そして、IOC理事会の提案により、IOC総会は全ての国家と国際、国内組織に向けたオリンピック休戦のアピールを打ち出し、サマランチが国連との交渉を始めることを決定<sup>74)</sup>したのは、この審議が行われた7月21日であった。

以下はオリンピック休戦のアピール文書の全文である。この文書は、「IOC理事会、オリンピック夏季大会競技団体連合(ASOIF)、オリンピック冬季大会競技団体連合(AIWF)、国内オリンピック委員会連合(ANOC)の会長と事務局長、そして、バルセロナにおける第25回オリンピックアード競技大会に参加する169のNOCの国と地域の代表者によって署名された」<sup>75)</sup>ものであった。

#### オリンピック休戦を求めるアピール

国際オリンピック委員会は、世界の若者の人生と未来に深刻な影響を及ぼす紛争の頻発に鑑み、IOCが担ってきた使命、すなわち平和に寄与することに忠実に従うこと、この意味において、古代ギリシャの伝統である

「エケケイリア」もしくは「オリンピック休戦の誓約」の復活を切望し、

すべての諸国家(諸国家の元首、政府そして議会)、すべての諸国際、国内組織に、次のことを決定することを希求する。

1. オリンピック競技大会の開会式の7日前から、競技大会の終了後7日までの間は、オリンピック休戦が遵守されなければならない。
2. 同胞の精神、そして人類の相互理解に捧げられたオリンピック休戦の間中は、古代ギリシャのように、平和の構築を目的として、それが国際的な性質のものでなかろうとも、平和的な手段による紛争の解決を実現するために、あらゆるイニシアチブが取られ、すべての集団もしくは個人の努力が払われ、そして続けられなければならない。
3. その期間中、その犯行理由、原因もしくは手段が何であれ、すべての武力紛争、そしてそれに関連した、触発された、もしくは同類の諸行為は断たなければならない。

バルセロナにて合意された 1992年7月21日<sup>76)</sup>

先にみたように、COOBは7月2日に、サマランチは7月7日の時点で、新ユーゴの参加を実現させるため旧ユーゴ諸国と交渉し、大会期間中の休戦を求めていた。しかし、このアピールは全ての国家、国際、国内組織に広く呼びかけるものとなっている。IOCはこれまで見てきたように、安保理決議757によって引き起こされた新ユーゴの参加問題を解決すべく、6月以降積極的な活動を展開すると同時に、問題の根源となっている「世界の若者の人生と未来に深刻に影響する紛争」に対して、オリンピック開催期間中の休戦を全ての国家と諸組織に求めるものとして打ち出したのである。

IOCは、7月19日に制裁委員会の質問状に対し



て回答をし、20日までの最終決定を要請していた。しかし、21日の総会初日においても未だにIOCの提案は受け入れられるかどうか分からない状態にあり、制裁委員会の決定を待つ段階にあった。このような状況下で、IOCはこの日に「オリンピック休戦を求めるアピール」を、国連との交渉を開始する決定とともに打ち出した。IOCにとって、安保理決議757によるスポーツ領域への介入という眼前の問題からオリンピックを保護するため、問題の根源である紛争を中断させるというIOCの確固たる意志表明を、オリンピック競技大会を構成する諸組織の総意として示す必要性があったと考えられる。

そしてこのアピールは、後述するように、2日後のIOC総会において「オリンピック休戦」を支持するIOCのアピール」として決議されることになるのだが、7月21日の夜、安保理から最終的な決定事項を記した文書がスペイン政府へ通達され、その文書のコピーが同日の夜、IOCに渡った。この決定事項は、個人資格で参加させるにあたり、必要な条件を設けていた。それは、チームとして参加することはできないこと。それ故、開会式と閉会式のセレモニーには参加できないこと。IOCは選手の選別に対して責任を負うこと。また、その選手たちにはコーチによる同伴は許されるが、その者たちは政府関係者ではないこと。違反すれば追放の処罰を受けるという条件の下、選手は如何なる種類の政治的な声明も慎まなければならないことであった。そして、7月22日の夜に、YOCは制裁委員会が提案した案に合意し、7月23日のIOC総会では、新ユーゴ参加問題に関する最終審議が行われることになった<sup>77)</sup>。

#### 4. 参加形態の妥協案と「“オリンピック休戦”を支持するIOCのアピール」の決議

##### 4-1. IOC総会（7月23日）における新ユーゴ参加に関する最終審議

7月23日のIOC総会で「ユーゴスラビアの選手の参加」と題する新ユーゴの参加問題に関する最

終審議が行われた<sup>78)</sup>。ここでIOCの決議案として提起されたものは、前日のYOCが合意した制裁委員会の最終決定であった<sup>79)</sup>。それは、当初IOCが提案していた国家を代表しない独立チームという形態を断念し、個人資格に基づいた、個人競技のみの参加を認めるものであった。この決定により、水球、男女ハンドボール、女子バスケットボールチームの締め出しは確実にとなったが、ペア種目が除外対象にあたるのか不明確であり、YOCは何名の選手が大会に派遣可能であるのか判断できない状態にあった<sup>80)</sup>。この事態に対し、カラードは、競技種目選定の決定を行う国連のスポーツ委員会は、競技種目における問題を解決できるのか苦言を呈すとともに、IOCは「チーム」の概念に関する考えを作り出すことは避ける方針であると発言している<sup>81)</sup>。

当審議では、多くのIOC委員から「この解決策を見出すために尽力した」会長、事務局長と理事会を祝福し、「オリンピック・ムーブメントにとって偉大な勝利である」といった賛美の声が示された。しかし一方で、チームと個人スポーツの明確化の必要性を指摘するとともに、「チームスポーツの定義は、このカテゴリーにおける伝統的なスポーツのみを含めるべきであり、たとえばレー競技にまでその定義を拡大することではない」とし、安保理の最終決定文書に対して、可能な限り望ましい解釈を与えることが要請された。サマランチはこの審議の最後に、「IOCが安保理の決議 [757] を調査したとき、IOC理事会は2つの解決策を考えた」ことを報告した。それは、「選手たちを助けるために何もしない、もしくは、最大限のことをするという事」であった。そして、IOC関係者は「後者の解決策をとり、選手たちの参加を認めるために、国連を説得することに対して懸命に働いた。[しかし] その活動は困難を極めた。なぜなら、彼らの対話者たちはスポーツについて何も知らないからである。制裁の適用に関する国連の代表者は、スペイン政府である。したがって、[新ユーゴの] すべてのスポーツへの参加に向けて、最も好ましい可能な解決策

を与えるために努める」と宣言した<sup>82)</sup>。

まず、個人資格での個人競技への参加という制限が、選手の権利を奪う結果になるという批判は、21日の審議で既にみられたものであった。それらは、制裁委員会の案とIOCの対応を不満とするものに他ならないが、23日の審議では参加競技に関する制限を受けながらも、制裁に対して最大限可能な範囲で新ユーゴ選手を参加させるというIOCの対応と決断は評価され、賞賛された。つまり、安保理決議757に対するIOCの対応は、政治による妨害から選手たちを保護するものであったが、参加競技の制限をめぐっては現実的な妥協を余儀なくされたのである。しかし、IOCは妥協案を受け入れつつも、不透明であった参加種目に関しては最大限の働きかけを行おうとした。21日の審議でユーゴのIOC委員らが指摘したように、同日以降に具体化した、競技種目選別に対する国連による介入という事態も、IOCの自立性を揺るがすものであったといえるだろう。

また、21日の審議におけるサマランチの「政治はスポーツに干渉するべきではないということは簡単である」「政治家たちは世界を動かしている」という発言と、上記の「解決策」が示していることは、政治上のルールには抵抗できないという前提の下、IOCが可能な最大限の努力を行ったということであろう。この前提は、安保理決議757の問題の場合、「法的立場」に則り、制裁に対する決定権はスペイン政府にあったことを指していた。この点は、IOCが「スペイン政府が新ユーゴ選手たちの入国の許可を可能にすることを最終的な解決策とし、その策への援助を得ることを目的」としていたことから明らかである。そのために、IOCはスペイン政府が入国を許可するために同国と交渉をしつつ、安保理構成諸国、国連関係者と協議を行い、IOCの提案に対する支持を取り付けたのである。IOCにとって安保理決議757に対応していくことは、政治上のルールに則りつつも、選手の利益の保護へ向けて現実的に可能な範囲での政治に対する働きかけと、国際社会におけるスポーツ領域の自立性に対する理解と承認を

獲得していく意味をもっていたと考えられる。

以上のような審議を経て、7月23日のIOC総会でユーゴ選手の個人資格による参加を示した文書が決議された。この決議文の最後で「IOCはあくことなく、如何なる状況下でも選手らの利益を保護するための活動を遂行し、競技大会の普遍性を守っていく。すなわち、IOCは、政治によるスポーツへの妨害に対して全力で闘い続ける」<sup>83)</sup>と宣言した。

#### 4-2. IOC総会における「“オリンピック休戦”を支持するIOCのアピール」の決議

同じく7月23日に、IOCは「“オリンピック休戦”を支持するIOCのアピール」を決議する。このアピールは、安保理決議757を受け、「国際的な緊張が表面化している状況において、平和を促進するというIOC本来の役割に忠実になる姿勢を打ち出すために」<sup>84)</sup>、ユーゴに関する決議とセットでIOC総会において決議されたのである。この決議文書は8月5日付けの文書となっているが、議事録には、第99回IOC総会は7月21日から23日まで開催され、総会の閉会が7月23日であったことが記載されており、国内外の新聞においても、7月23日にIOCが総会で同アピールを決議したことは報道されている<sup>85)</sup>。しかし一方で、1993年第101回IOC総会議事録には、「1994年をスポーツとオリンピズムの年にすること、そしてオリンピック休戦をサポートすること。このサマランチによる2つの提案は理事会により承認され、1992年8月5日の総会（Session）で提起された」<sup>86)</sup>とンバイエが述べたことが記されている。この2つの提案は、その後サマランチが国連総会における決議案として国連事務総長に提起したものである<sup>87)</sup>。以上のことより、IOCは、総会初日の7月21日に「“オリンピック休戦を求めるアピール”を打ち出し、最終日の23日に「“オリンピック休戦”を支持するアピール」を決議し、そして8月5日付で上記の決定とともに決議文書を再度提起したものと考えられる。

この決議は、7月21日のアピール文書と同様の

3つの要請内容を示したものであるが、「すべての国家、それらの元首、政府、議会、一般の政府間レベルのあらゆる団体、そして特に国連、その専門機構（とりわけUNESCO）、EEC、OAU、OAS、ASEAN、あらゆる自治体、解放運動、非政府組織、そして公共もしくは私的団体、すべての国内もしくは国外団体、健全な身体的、道徳的な人々」<sup>88)</sup>という広範囲な対象を設定するとともに、国連等の具体的な組織を指定したものであった。

23日のIOC総会で上記の決議を行うにあたり、「オリンピック休戦」と題する審議項目が置かれた。そこでIOC副会長ンバイエは、IOC理事会が「平和のためのイニシアチブに関する多くの提案を受けた」と報告した。続けて、彼は「IOCは人々間の相互理解という原則に基づき、平和のためのアピールを行っていくなかで、他の組織と積極的に協働することができた。[平和のためのアピールは]非現実的なふるまいとして一部の人々によって批判されるかもしれないけれども、理事会のメンバーは平和を追い求めていく中で、何事も見過ごされてはならないと確信を持って指摘した。IOCは、そのようなふるまいを見かけ倒しで、価値がないと考える人々を無視することができた。なぜなら、IOCは一つの組織として尊敬の念を持たれる確固たる地位に達しているからである」<sup>89)</sup>と述べた。

IOC理事会が、「平和のためのイニシアチブに関する多くの提案を受けた」というンバイエの発言は、オリンピック休戦のアピールこそが、「平和のためのイニシアチブ」として最も相応しいものであると理事会が結論づけていたことを示唆するものである。また、「平和のためのアピールを行っていくなかで、他の組織と積極的に協働することができた」という発言は、先にみたような新ユーゴ参加に向けた取組みや、7月21日の「オリンピック休戦のアピール」に関する準備を指していると考えられる。

## おわりに

以上、IOCによる安保理決議757への対応から、オリンピック休戦を決議するまでの過程を追跡してきた。おわりに、1992年の一連のオリンピック休戦アピールがIOCにとってどのような意味を有していたのかという点を踏まえながら、IOC総会でオリンピック休戦のアピールが決議されるまでの諸段階を整理したい。

まず、どの時点からIOC内にオリンピック休戦の取り組みが意識されていたかという点である。7月7日にサマランチが休戦を求める要請を新ユーゴに対して行っていることが明らかになっているが、安保理決議757の問題の根源にあった紛争に対する休戦を求める発想は、すでに6月14日の時点で存在していたと考えられる。なぜなら、この7月7日のサマランチによる要請は、14日の臨時会議における「最善の解決策は、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの戦闘が終結すること」という彼の意向を、当事国に対するオリンピック休戦の要請として具体化したものに他ならないからである。

次に、オリンピック休戦がIOC総会におけるアピールとして決議される過程において、重要な画期となったのは、7月10日から17日にかけてみられた安保理の制裁委員会による対応であったと考えられる。この期間、IOCの「すべては順調であるように思われた」状況から事態は一転し、当初IOCが提案していた国家を代表としない独立チームでの参加が危ぶまれる事態に陥っていた。休戦アピールが打ち出される背景には、このような事態の変化とそれに対するIOCの危機感が存在したのである。つまり、このような状況の下、IOCは新ユーゴの参加問題の解決と事態の打開に向けて策を講じる必要があったのであり、その拠り所として最も説得力をもつ方法がオリンピック休戦であったと考えられるのである。だからこそ、IOCは7月10日以前に行われていた休戦要請を、オリンピック・ムーブメントの連帯の強化を図り、国連との交渉を開始するという決定を伴いながら、

7月21日のIOC総会で「オリンピック休戦を求めるアピール」として明確に打ち出したのであろう。したがって、21日の休戦アピールは、IOCが現実的な事態の打開を促すという目的のために、IOCの諸組織との連帯を図り、NOCに対する手続きを踏みながら、平和に対する確固たる意思表明を示すとともに、すべての国家と国際、国内組織に向けてオリンピック休戦の実現を要請するものであったと考えられる。

最後に、7月21日から8月5日までの経緯については、以下のように総括することができるだろう。

先述のとおり、まず制裁委員会の最終決定を待つ段階にあった7月21日、IOCは安保理決議757への打開策としてオリンピック休戦をアピールし、国連との交渉を開始することを決定した。しかし、同日の夜、制裁委員会の最終決定はスペイン政府に渡り、22日の夜にYOCの合意をもってIOCも個人資格での参加という最終的な結論を下した。こうして、IOCは眼前にあった新ユーゴの問題の解決を図った上で、予めから提案されていた「平和のためのイニシアチブ」として総会最終日の23日に、IOC総会の審議事項として「オリンピック休戦」を取り上げ、「“オリンピック休戦”を支持するIOCのアピール」文書の承認を決議した。そして25日の大会開幕後、IOCはバルセロナ大会以降に照準を定め、21日に決定していた国連との交渉を具体化するために、オリンピック休戦を「サポートする」趣旨の決議文書として再度提起し、国連との交渉を通じたオリンピック休戦の実現を図っていったのである。

23日及び8月5日の決議文書には、その対象として明確に国連が示され、8月5日には、国連を対象とした積極的な提案が提起された。これらIOCによる21日の決定以降の国連を対象とした活動の具体化は、IOCが安保理決議757に対応して行く過程で直面したIOCのNGOとしての限界と、それに対する危機感に裏打ちされたものであったと考えられる。つまり、安保理決議への対応を通して、NGOとしての限界を経験したIOC

は、その活動の脅威となった国連からオリンピック休戦に対する承認を得ていくことによって、安保理決議のような国際的決議による政治的な影響から、バルセロナ大会以降のオリンピック競技大会を保護しようとしたと考えられるのである。したがって、23日及び8月5日のIOC総会における休戦アピールは、IOCにとって、政治上のルールには抵抗できないという前提の下、その組織の自立性及び競技大会を継続的に保護していくための積極的な対抗手段としての意味を有していたといえるだろう。

### 註および引用・参考文献

- 1) IOC, *MINUTES OF THE 99<sup>TH</sup> IOC SESSION, BARCELONA, 21<sup>ST</sup>, 22<sup>ND</sup> AND 23<sup>RD</sup> JULY 1992*, p. 67. (オリンピック研究センター所蔵)
- 2) IOC, *IOC PRESIDENT'S REPORT ON THE INTERNATIONAL YEAR OF SPORT AND THE OLYMPIC IDEAL AND OLYMPIC TRUCE PROJECT*, 102<sup>ND</sup> IOC SESSION 8<sup>TH</sup> TO 10<sup>TH</sup> FEBRUARY 1994, LILLEHAMMER, NORWAY. (猪谷千春文庫所蔵)
- 3) International Olympic Truce Centre: <http://www.olympictruce.org/>を参照されたい。
- 4) Olympic Truceは「オリンピック休戦」もしくは「オリンピック停戦」と邦訳されている。香西茂によると、国際連合の慣行上、武力行為の停止を指す言葉として、安定性の度合いにより、(1) cease-fire (戦闘停止) (2) truce (停戦) (3) armistice (休戦) の三種類が用いられるという。香西茂「休戦の法的性質—パレスチナ、朝鮮、インドシナの休戦協定を中心として—」『法学論叢』第67巻、第2号、1960年、p. 47。IOCが3つの定義を踏まえてTruceを用いているのかは不明である。本稿では休戦もしくは停戦という法学上の区分は行わず、Truceの一義的な邦訳

である「休戦」を用いる。

- 5) エケケイリアは、一般的に休戦を意味するものである。Georg Wissowa, *Paulys Realencyclopädie der classischen Altertumswissenschaft*, Alfred Druckenüller Verlag, 1905, pp. 2162-2163. このエケケイリアの期間、古代ギリシャでは戦争やあらゆる社会不穏がおさまり、神に捧げられた競技祭に参加する人は何の障害もなくギリシャを旅することができたと言われている。フェレンス・メゾー著、大島鎌吉訳『古代オリンピックの歴史』ベースボール・マガジン社、1973年、p. 69。
- 6) 原文はComité International Olympique, *Textes Choisis de Pierre de Coubertin, tome II*, Weidmann, 1986, p. 437. 邦訳は、原文である仏文を訳した清水重男「クーベルタン塾」に拠る。[http://www.shgshmz.gn.to/shgmax/public\\_html/coubertin/pcdocndex.html](http://www.shgshmz.gn.to/shgmax/public_html/coubertin/pcdocndex.html)、2011年12月1日最終アクセス。
- 7) IOC委員の総意とは、IOCの最高意思決定機関における決定、つまりIOC総会で決議されたか否かということを指している。
- 8) 1956年第52回、1968年第66回、1968年第67回、1971年第71回、1972年第73回、1977年第79回、1980年第82回、1984年第89回、1990年第96回の計9回のIOC総会議事録である。
- 9) オリンピック休戦を扱った近年の研究成果が纏められた代表的なものとして、Konstantinos Georgiadis and Angelos Syrigos (eds.), *OLYMPIC TRUCE SPORT AS A PLATFORM FOR PEACE*, International Olympic Truce Centre, 2009がある。
- 10) Fernand Landry, Magdeleine Yerlès, "The IOC's relations with the United Nations system", International Olympic Committee, *The International Olympic Committee: One Hundred Years: The Idea- The Presidents- The Achievements, Volume III*, 1997, pp. 126-139. 同じく、IOCをNGOとして捉えた視点から1992年の休戦アピールとその後の展開に触れた研究として、田原淳子「8. オリンピックと政治」池田勝、守能信次編『講座・スポーツの社会科学4 スポーツの政治学』杏林書院、1999年、pp. 140-161があるが、オリンピック休戦に関する詳細な検討は行っていない。
- 11) Ibid, pp. 132-136.
- 12) Ibid, p. 136.
- 13) IOC, "OLYMPIC TRUCE", *Factsheets*, 2008, p. 1, [http://www.olympic.org/Documents/Reference\\_documents\\_Factsheets/Olympic\\_Truce.pdf](http://www.olympic.org/Documents/Reference_documents_Factsheets/Olympic_Truce.pdf), accessed 2011-12-01.
- 14) IOC総会の審議項目の選定を行うIOC理事会議事録や、IOC会長の往復書簡といったIOCの一次資料のうち、1992年のものはオリンピック研究センターの規則により、理事会議事録は2022年度、往復書簡は2012年度まで非公開となっている。[http://www.olympic.org/Assets/OSC%20Section/pdf/Info%20P\\_3E.pdf](http://www.olympic.org/Assets/OSC%20Section/pdf/Info%20P_3E.pdf), accessed 2011-12-01.
- 15) *Factsheets*は、IOCに関する公式の情報を提供するために、広報を担当するIOC事務局によって纏められたものである。IOC, *Factsheets*, IOC Office of Communications Public Information, 1998. (猪谷千春文庫所蔵)
- 16) 国外新聞資料は、オンラインデータベースLexisNexis Academic及びProQuest News & Newspapers (2012年10月1日最終アクセス)で調査可能な、アメリカ、イギリス、カナダにおける新聞記事を扱った。
- 17) 横田洋三編『国連による平和と安全の維持』国際書院、2004年、p. 498.
- 18) 吉村祥子『国連非軍事的制裁の法的問題』国際書院、2003年、p. 135.
- 19) Security Council Resolutions 724 (1992), UN.Doc, S/RES/724 (December 15, 1992).
- 20) Security Council Resolutions 757 (1992), UN.Doc, S/RES/757 (May 30, 1992),

- United Nations, *YEARBOOK OF THE UNITED NATIONS 1992, Volume 46*, Department of Public Information United Nations, 1993, p. 381.
- 21) 横田、『国連による平和と安全の維持』、多谷千香子「ユーゴ関連年表」『民族浄化を裁く—旧ユーゴ戦犯法廷の現場から—』岩波書店、2005年、ページ表記なし。
- 22) Security Council Resolutions 752 (1992), UN.Doc, S/RES/752 (May 15, 1992).
- 23) S.C. Resolution, S/RES/757, 吉村、『国連非軍事的制裁の法的問題』、p. 135。
- 24) Ibid, 横田、『国連による平和と安全の維持』、p. 518。
- 25) Ibid, 同上、p. 519。
- 26) アラン・プレ、ジャン＝ピエール・コット著、中原喜一郎、斎藤恵彦監訳『コマンテール国際連合憲章—国際連合憲章逐条解説 上』東京書籍、1993年、p. 168。
- 27) “Football: Taylor ready to face Dance”, *The Independent*, May 31, 1992, “Sports Politics: Yugoslavia’s Olympic appeal rejected”, *The Independent*, June 1, 1992.
- 28) “Yugoslavs must wait for IOC verdict: BRIEFLY”, *Herald Sun*, June 3, 1992.
- 29) “YUGOSLAVIA BARRED FROM TENNIS, SOCCER”, *Philadelphia Inquirer*, June 1, 1992.
- 30) “Sports Politics: Yugoslavia’s Olympic appeal rejected”, *The Independent*, op. cit.
- 31) “OLYMPIC GAMES; Yugoslavian athletes hit by UN sanctions”, *The Ottawa Citizen*, June 1, 1992.
- 32) “Sanctions on Yugoslavia Spoil IOC’s Hopes for Politics-Free Olympics”, *The Washington Post*, June 3, 1992.
- 33) “IOC set to decide fate of Yugoslavs”, *The Globe and Mail*, June 3, 1992.
- 34) 「五輪参加をIOCに要請 ユーゴ」『毎日新聞』、1992年6月4日。
- 35) 「五輪への参加許可を新ユーゴが要請書間」『しんぶん赤旗』、1992年6月4日。
- 36) 「ユーゴの参加『五輪旗なら』IOC会長意向」『朝日新聞』、1992年6月8日。
- 37) “I.O.C. to Meet on Yugoslavs”, *The New York Times*, June 8, 1992.
- 38) IOC, *MINUTES (1992)*, op. cit., p. 3.
- 39) Ibid.
- 40) “OLYMPICS: Outlook Bleak for Yugoslavs”, *The New York Times*, June 15, 1992.
- 41) IOC, *MINUTES (1992)*, op. cit.
- 42) Ibid.
- 43) “OLYMPICS: Outlook Bleak for Yugoslavs”, *The New York Times*, op. cit.
- 44) Ibid.
- 45) IOC, *MINUTES (1992)*, op. cit.
- 46) Ibid.
- 47) “IOC Has Plan to Get Yugoslavias to Games”, *The Washington Post*, July 8, 1992.
- 48) IOC, *MINUTES (1992)*, op. cit., p. 4.
- 49) “Yugoslav Solution Suggested”, *The New York Times*, July 8, 1992, “ZOLA and Slaney make up numbers; Major offers a way out of ban impasse”, *Daily Mail*, July 8, 1992.
- 50) IOC, *MINUTES (1992)*, op. cit.
- 51) 「新ユーゴIOC会長が受け入れ要請 スペイン首相に」『朝日新聞』、1992年7月9日。
- 52) “Yugoslav Solution Suggested”, *The New York Times*, op. cit.
- 53) “WHEATON UPSET”, *USA TODAY*, July 9, 1992.
- 54) IOC, *MINUTES (1992)*, op. cit.
- 55) Ibid.
- 56) Ibid, p. 3.
- 57) 「新ユーゴ参加へ『五輪休戦を』組織委が協力要請」『読売新聞』、1992年7月3日。
- 58) 「IOC会長、五輪期間中の休戦求める」『毎日新聞』、1992年7月8日。

- 59) IOC, *MINUTES (1992)*, op. cit., p. 4.
- 60) Ibid, "Yugoslavs get Olympic OK", *The Financial Post*, July 10, 1992.
- 61) "Canada's basketball hopes are dashed", *The Toronto Star*, July 11, 1992.
- 62) IOC, *MINUTES (1992)*, op. cit.
- 63) Ibid.
- 64) Ibid.
- 65) Ibid, p. 5.
- 66) "NOTEBOOK; U.N. Weights IOC Plan On Yugoslavian Athletes", *The Washington Post*, July 18, 1992.
- 67) Ibid.
- 68) IOC, *MINUTES (1992)*, op. cit.
- 69) "Yugoslavia issue in neutral", *USA TODAY*, July 20, 1992.
- 70) IOC, *MINUTES (1992)*, op. cit.
- 71) Ibid, p. 6.
- 72) Ibid.
- 73) IOC, *Factsheets*, op. cit., p. 1.
- 74) Ibid, p. 2. この部分の決定に関する記述はIOC総会議事録上には見られない。
- 75) IOC, "APPEAL FOR THE OLYMPIC TRUCE", [http://www.olympic.org/Documents/Reports/EN/en\\_report\\_199.pdf](http://www.olympic.org/Documents/Reports/EN/en_report_199.pdf), accessed 2012-11-1. この文書は、IOCのHP上に掲載されているものであり、第99回IOC総会議事録上には掲載されていない。また、引用資料ではNOC数は169とされているが、IOC, *One Hundred Years (1997)*, op. cit., p.136, Fekrou Kidane, "The Olympic Truce", IOC, *Olympic Review*, February-March, Vol. XXVI, 1998, p. 5では184となっている。NOC数に関する検討は今後の課題とする。
- 76) IOC, "APPEAL FOR THE OLYMPIC TRUCE", op. cit.
- 77) IOC, *MINUTES (1992)*, op. cit., pp. 62-64.
- 78) Ibid.
- 79) Ibid, pp. 154-155.
- 80) "Yugoslavs agree to U.N. terms on individual athletes", *USA TODAY*, July 23, 1992, "Yugoslavia Agrees to U.N. Strictures; Will Limit Its Participation in Barcelona to Individual Sports", *The Washington Post*, July 23, 1992.
- 81) "Yugoslavia Agrees to U.N. Strictures; Will Limit Its Participation in Barcelona to Individual Sports", *The Washington Post*, op. cit.
- 82) IOC, *MINUTES (1992)*, op. cit., pp. 63-64.
- 83) Ibid, pp. 154-155.
- 84) "DECISIONS OF THE 99<sup>th</sup> SESSION", IOC, *Olympic Review*, September, No. 299, 1992, p. 416.
- 85) 例えば、「五輪停戦求めた呼びかけを採択 IOC総会」【日本経済新聞】、1992年7月24日、「The Yugoslavian shuffle», *The Financial Post*, July 24, 1992.
- 86) IOC, *MINUTES OF THE 101<sup>ST</sup> IOC SESSION, MONACO, 21<sup>ST</sup>, 22<sup>ND</sup>, 23<sup>RD</sup> AND 24<sup>TH</sup> SEPTEMBER 1993*, p. 56. (オリンピック研究センター所蔵)
- 87) IOC, *Olympic Review (1998)*, op. cit.
- 88) IOC, *MINUTES (1992)*, op. cit., p. 157.
- 89) Ibid, p. 67.